

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 94

**【共通】** 問1 以下に掲げる建築物で新築の工事中のもの又は旅客船で建造中のもののうち、消防法第8条第1項に定める防火管理の義務がないものを1つ選べ。ただし、いずれの防火対象物も収容人員が50人以上であり、建築物にあっては外壁及び床又は屋根を有する部分が(1)～(4)に示す規模であって電気工事等の工事中のものとし、旅客船にあっては進水後のものであってぎ装中のものとする。

- (1) 地階がなく、地上の階数が10で、かつ、延べ面積が10万㎡である建築物
- (2) 延べ面積が5万㎡である建築物
- (3) 地階の床面積の合計が5,000㎡である建築物
- (4) 甲板数が11の旅客船

**【消防用設備等】** 問1 消防法施行令第9条では、「別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項(16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節(〇〇を除く。)の規定の適用については、当該用途に供される1の防火対象物とみなす。」とされている。次の消防用設備等の設置基準のうち、消防法令上、この〇〇としてその全部又は一部が列記されていないものを1つ選べ。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) スプリンクラー設備
- (3) ガス漏れ火災警報設備
- (4) 避難器具

**【消防用設備等】** 問2 次の防火対象物のうち、消防法令上、消防法施行令第24条に基づく非常警報設備として放送設備を設置しなければならないとはされていないものを1つ選べ。ただし、(2)～(4)については、地下1階地上3階建てとする。

- (1) 地下街
- (2) 収容人員が100人の特別養護老人ホーム
- (3) 収容人員が300人のスーパーマーケット
- (4) 収容人員が500人の物品販売店舗と共同住宅からなる複合用途防火対象物

**【防火査察】** 問1 行政不服審査法(平成26年法律68号)全部改正され、また、当該改正に伴い消防法第5条の4も一部改正され、改正された両法の規定は平成28年4月1日から施

行される。消防法に基づく命令に関する不服申立期間等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防吏員名で発動した消防法第5条の3第1項命令についての審査請求は当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に市町村長対し行うことができる。
- (2) 消防署長名で発動した消防法第5条第1項命令についての審査請求は当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に市町村長対し行うことができる。
- (3) 消防署長名で発動した消防法第17条の4第1項命令についての審査請求は当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月に市町村長対し行うことができる。
- (4) 市町村長名で発動した消防法第12条第2項命令についての異議申立ては当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月に市町村長対し行うことができる。

**【防火査察】** 問2 消防法(以下「法」という。)に基づく立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防団員が法第4条の2に基づき立入検査を実施する場合は、法第4条第2項に規定する市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示す必要がある。
- (2) 命令の履行期限の設定は、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当な期間を決定する必要がある。
- (3) 消防法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項に基づき消防設備士の免状の返納を命令ずる場合は、事前手続きとして行政手続法に基づき弁明の機会を付与する必要がある。
- (4) 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防長等が行うのが適当である。

**【危険物】** 問1 第3類の危険物に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 禁水性物品について、第3種の消火設備のうち「粉末消火設備(その他のもの)」は適応可である。
- (2) 第4類の危険物との混載は禁止されている。
- (3) 固体又は液体であって、空气中で発火する又は水と接触して発火若しくは可燃性ガスを発生する危険性を有する。

**〔救急〕**

問1 答 (4)

解説 消防学校の教育訓練の基準第5条3項参照。

問2 答 (1)

解説 事故原因等は原則として回答しない。推定事項については絶対に回答しない。

問3 答 (3)

解説 場所は必要ない。

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

問1 答 (1)

解説 (1) × 消防法施行令第1条の2第3項第2号イ参照。正しくは「地階を除く階数が11以上」  
 (2) ○ 消防法施行令第1条の2第3項第2号ロ参照。  
 (3) ○ 消防法施行令第1条の2第3項第2号ハ参照。  
 (4) ○ 消防法施行令第1条の2第3項第3号参照。

建築物の工事を行うことにより防火管理制度の対象となり得るのは新築の場合に限られており、増改築中の場合は、工事前又は工事後の用途及び収容人員によって防火管理制度の対象となるか否かが決まる。

なお、設問については、いずれも消防法施行規則第1条の2に適合することが前提になっていることに注意。工事中の防火対象物は工事の進捗に従って規模や形状が変化するため、建築物の場合、外壁及び床又は屋根を有する部分が一定の規模になった段階で、また船舶の場合は船舶としての外形・形状ができあがり、進水しき装を行う段階で、初めて防火管理の義務が生ずることとされている。

**〔消防用設備等〕**

問1 答 (1)

解説 消防法施行令第9条では、かっこ書きで、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識の設置基準の全部又は一部を、適用除外としている。

問2 答 (2)

解説 (1) ○ 消防法施行令第24条第3項第1号参照。  
 (2) × 消防法施行令第24条第2号、第4号参照。  
 (3) ○ 消防法施行令第24条第2号、第4号参照。  
 (4) ○ 消防法施行令第24条第3号参照。

**〔防火査察〕**

問1 答 (4)

解説 (1) 行政不服審査法及び消防法第5条の4により適当。  
 (2) 行政不服審査法及び消防法第5条の4により適当。  
 (3) 行政不服審査法により適当。  
 (4) 全部改正された行政不服審査法では、異議申立てがなくなり、市町村長に対する審査請求となるので、不適当。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法第4条の2により適当。  
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。  
 (3) 免状の返納を命ずる場合の事前手続きは、弁明の機会の付与ではなく聴聞を実施する必要があるため、不適当。  
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

**〔危険物〕**

問1 答 (2)

解説 第3類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質であり、その取扱い、移送、消火方法等には特別な対応が必要となる。なお、第3類の危険物と第4類の危険物との混載は禁止されていない。

〔参照条文〕

消防法別表第1備考第8号

危険物の規制に関する政令第30条の2第5号、別表第5危険物の規制に関する規則別表第4

問2 答 (4)

解説 一定の製造所等については、原則として1年に1回以上、製造所等が基準に適合しているかどうかについての点検を行わなければならない。屋外タンク貯蔵所に関して、液量自動表示装置の点検方法は目視により実施することとされている。

〔参照条文〕

消防法第14条の3の2

危険物の規制に関する規則第62条の4

製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について(平成3年5月28日付 消防危第48号)